

排他的経済水域等における鉱物の探査及び
科学的調査に関する今後の対応方針(案)

平成23年3月11日
総合海洋政策本部決定

我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査及び科学的調査については、主権的権利等を適切に行使していくとの観点から、「海洋基本計画」(平成20年3月28日閣議決定)等において、制度上の整備を含め検討し、適切な措置を講じることとされたところである。

今般、鉱業法の一部を改正する等の法律案(以下「改正鉱業法」という。)が閣議決定を経て国会に提出されることを踏まえ、排他的経済水域等における次の事項について、以下のとおり今後の対応方針を定める。

1. 鉱物の探査について

鉱物の探査について、別紙のとおり、改正鉱業法において許可制度を創設する。

また、同制度を適正に執行するため、同法に基づく措置の具体的な運用については経済産業省が主体となって関係府省の連携・協力のもとに取り組む。

なお、実施主体が「科学的調査」と主張したとしても、実際の行為が、鉱物の探査に該当すると判断される場合には、鉱業法による規制対象とする。

2. 科学的調査について

「我が国の領海、排他的経済水域又は大陸棚における外国による科学的調査の取扱いについて」(平成8年7月20日関係省庁合意)(以下「ガイドライン」という。)に基づく事前申請制度を適切に運用しつつ、引き続き、現行ガイドラインの見直しをはじめ、制度上の整備について関係府省が連携して検討を行う。

鉱業法の一部を改正する等の法律案の概要

1. 法律改正の趣旨

資源価格が高騰・乱高下し、資源獲得競争が激化する中、海外での資源権益の獲得に加え、国内での資源開発を着実に進める必要がある。他方、国内資源開発の制度基盤である鉱業法は、制定（昭和25年）以来、実質的な改正を経ることなく今日に至っており、鉱業権の設定の許可に際して開発主体の適格性を求めているなど、必ずしも我が国の資源開発を巡る国内外の新たな動きに対応できる制度になっていない。

今般の改正は、こうした状況を踏まえ、国内資源を適正に維持・管理し、適切な主体による合理的な資源開発を行う制度体系を構築することを目的とするものである。

2. 具体的な改正内容

① 鉱業権の設定等に係る許可基準の追加

適切な主体により合理的な資源開発が行われるよう、鉱業権の設定等における許可基準に、技術的能力及び経理的基礎を有する者であることや、実施する鉱業が公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがないこと等を追加する。

② 鉱業権の設定等に係る新たな手続制度の創設

石油、天然ガス等の重要鉱物については、現行の先願に基づく出願手続に代わり、国による鉱区候補地の指定、当該鉱物の合理的な開発に最も適した主体の選定等、適正な管理の下で最も適切な主体が鉱業権の設定の許可を受ける手続制度を創設する。

③ 鉱物の探査に係る許可制度の創設

鉱物の探査（鉱物資源の開発に必要な地質構造等の調査であって、一定の区域を占有して行うもの）を行う者に対して、事前の許可を求めることとする。また、許可制度の実効性を確保するため、探査を行う者に対する立入検査、作業の中止命令等を措置し、違反した場合の罰則を整備する。

④ 公布の日から起算して6月以内に施行する。